

漁港漁場関係工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

(趣旨)

第1 近年の夏季における猛暑日等の気候状況を考慮し、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正に関し必要な事項を定めるもの。

(対象工事)

第2 宮城県水産林政部水産基盤整備課が所管する全ての漁港漁場関係工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

(積算方法)

第3 現場管理費の補正は、工期中に占める真夏日の割合である「真夏日率」を求め、これに補正係数を乗じることで「補正值」を算出し、現場管理費率に加算する。

なお、補正は変更設計書作成時点で行うものとする。

$$\text{真夏日率（％）} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \times_1 \div \text{工期} \times_2$$

小数第3位四捨五入、小数第2位止め

$$\text{補正值} \times_3 \text{（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times_4$$

小数第3位四捨五入、小数第2位止め

※₁：気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が28度以上または暑さ指数(WBGT)が25度以上となる日のうち 休工期※₅を除いた日をいう。ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が28度以上または暑さ指数(WBGT)が25度以上の場合とする。

※₂：第4条2項で定める基準日から工期末までの期間をいう。

※₃：補正值の上限について、「積算寒冷地域で施工時期が冬期となる場合」及び「緊急工事の場合」の補正が生じる場合、それらの補正值の合計は最高2%とする。

※₄：補正係数は1.2とする。

※₅：現場閉所の日をいう。ただし、悪天候等により現場閉所となった場合は休工期としない。

(実施方法)

第4 発注者は、特記仕様書又は工事打合せ簿により本試行要領の対象工事である旨を明示する。

- 2 受注者は、本運用に基づく設計変更を希望する場合は、発注者に対し、「基準日」、「工期末」並びに「真夏日」について打合せ簿により報告すること。なお、「基準日」は工事着手日を基本とし、「工期末」については、契約変更手続き期間等を踏まえ、受発注者間の協議により事前に決定するものとする。また、「真夏日」の集計においては、(一財)建設物価調査会が運営する「熱中症対策に資する現場管理費の補正額 算出サイト (<https://nechusho.kensetu-navi.com/>)」を使用することができるものとする。
- 3 発注者は、受注者の報告に基づき、第3条による現場管理費の補正を行う。
- 4 本要領に定めのない事項、又は疑義が生じた事項がある場合は漁港復興推進室漁港整備班まで報告すること。

(適用)

第5 本試行要領は、令和4年4月1日以降に入札公告する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。